

平成 27 年 12 月 21 日

各務原市長 浅野 健司 様

各務原市介護保険サービス事業者協議会
会 長 稲垣 光晴

居宅部会長 原田 英明

施設部会長 高橋 順子

介護保険分野における個人番号導入に伴う申出書

平素は、各務原市介護保険サービス事業者協議会の運営等につきご理解ご協力を頂きありがとうございます。

さて、今般、平成 28 年 1 月 1 日より個人番号が介護保険分野においても導入されることとなり、本人確認の業務について、今後の対応を苦慮しているところでございます。

個人番号の導入により、本人確認措置の厳格化が図られ、代理人として個人番号が記載された申請書等を各務原市に提出する際、本人の番号確認において、「個人番号の通知カード等やその写しなど」が必要になっています。

各務原市内の通知カードの配達は既に完了しているようですが、返戻されたものもかなりあるとお聞きしております。通知カードを保有していない方がみえることや、通知カード等を申請のために預かったりする場合のリスクの高さなどを考えると、**当分の間は、申請書等に個人番号を記載しないことで対応していただきたく、お願い**申し上げます。

よろしくご配慮のほどお願い申し上げます。

平成 27 年 12 月 24 日

各務原市介護保険サービス事業者協議会

会長 稲垣 光晴 様

居宅部会長 原田 英明 様

施設部会長 高橋 順子 様

各務原市介護保険課

課長 波多野 達也

介護保険分野における個人番号導入に伴う申し出について

平素は、各務原市介護保険の運営につき、ご理解ご協力を頂きお礼申し上げます。

平成 27 年 12 月 21 日付で貴協議会より申し出頂きました件につきましては、了解いたしました。

平成 28 年 3 月末までは、原則、貴協議会の申し出頂いた方法で行います。

来年度以降の取り扱いにつきましては、国等の動向等も踏まえながら再度協議いたします。